

令和5年第2回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和5年2月24日)

召集年月日 令和5年2月24日（金）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和5年2月24日 午後3時00分

閉会 令和5年2月24日 午後3時26分

出席委員（11名）

2番 松尾豊（会長）	3番 渡邊典子	4番 岩崎誠一
5番 桑田一広	6番 森和哉	7番 谷口新市
8番 松尾光繁	10番 早川直助	12番 小原悟
13番 古池洋子	14番 國久博一	

欠席委員（3名）

1番 細川正博	9番 松井厚雄（職務代理）	11番 塩野鐘吉
---------	---------------	----------

出席事務局

局長 新谷博樹	次長 小西守	書記 藤原昭洋
		早川与志樹
		谷口有利子

提出議案

議案第4号	農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移 転許可申請審議について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農用地利用集積計画審議について（大飯地域）
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3項の規定による農用地利用配分計画について （大飯地域）
議案第7号	農用地利用集積計画の撤回について
議案第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農用地利用集積計画審議について（名田庄地域）
議案第9号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3項の規定による農用地利用配分計画について （名田庄地域）

局長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和5年第2回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
1番 細川委員、9番 松井委員、11番 塩野委員の
3名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております
6議案を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつ
をいただきたいと存じます。
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和5年第2回おおい町農業委員会を招集させて
頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席
頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いた
だきますようよろしく願い申し上げます。

[開 会]

議長 それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農
業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたしま
す。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせ
て頂きます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります
が、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょ
うか。

(異議なし)

議長 それでは 4番 岩崎委員さんと 13番 古池委員さ
んを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による
農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたし
ます。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3・日程 4]

議長 次の議案第5号から第9号につきましては、農地の利用権設定に関する議案となりますが、議事参与の制限により退席する委員が多くなることから、大飯地域の案件と名田庄地域の案件に分けて審議することといたします。

日程3 議案第5号 大飯地域の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について を議題といたします。

この案件は、日程4 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について と併せておおい町長から同意及び意見を求められたものでありまして、2議案を一括審議といたします。

なお、この案件につきましては、12番 小原委員には、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。退席される前にご意見等ございましたらお願いします。

(意見なし。小原委員退席)

議長 それでは、事務局から報告をお願いします。

局長 議案第5号のうち、12筆は個人間の利用権設定、99筆は所有者と農地中間管理機構の間で利用権を設定するものであります。

議案第6号は、農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農地の配分計画について意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長

(議案第5号、第6号資料説明)

今回の設定のうち、個人間の12筆は、令和5年3月1日から令和15年2月28日までの10年間の新規設定が1件、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の新規設定が2件、再設定が9件でございます。

福井県農地中間管理機構が借り受ける筆については、令和5年3月31日から令和15年3月31日までの10年間の設定で、担い手は「配分先」欄に記載のとおりです。

また、設定状況が新規となっていますが、これは借受人が中間管理機構になるため、設定上は「新規」となりますが、中にはこれまで機構を通さず個人間で利用権設定を行っていた筆もございますので、実質は「再設定」となるものも含まれております。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

國久委員 　　はい、議長。
　　こちらも20日に渡邊委員と現地を確認いたしました。
　　いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であることを確認いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですので、議案第5号及び議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 　　賛成全員でございますので、日程3 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、町へ同意することとし、日程4 議案第6号 農地中間管理機構の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画については、特段の意見なしと町へ回答することといたします。
　　審議が終了しましたので、小原委員の入室をお願いします。

(小原委員入室)

[日程 5・日程 6・日程 7]

議長 日程5 議案第7号から第9号を議題といたします。
この3つの案件は、名田庄地域の農用地利用集積計画の撤回及び中間管理権設定等についておおい町長から同意及び意見を求められたものでありまして、3議案を一括審議といたします。
なお、この案件につきましては、私、松尾豊委員及び8番 松尾光繁委員には、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席となりますので、その間、議長を務めていただく方を互選により選定したいと思います。選定方法については会長の一任でよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

議長 異議なしとのことですので、農政委員長である早川委員に議長をお願いします。
松尾光繁委員、退席される前にご意見等ございましたらお願いします。

(松尾光繁委員意見なし。松尾会長、松尾光繁委員退席。)

早川委員 それでは、事務局から報告をお願いします。

局長 議案第7号は、過去に所有者と中間管理機構との間で10年間の中間管理権を設定したものを、名田庄地域の土地改良事業を行うことにより期間を15年以上とするため撤回するものであります。

また、議案第8号は所有者と農地中間管理機構の間で利用権を設定するものであり、議案第9号は、農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農地の配分計画について意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案第7号、第8号、第9号資料説明)

議案第7号の農用地利用集積計画の撤回につきましては、局長説明のとおり名田庄地域で予定している農地中間管理機構を通した圃場整備事業の実施に伴うものです。事業の

採択要件の1つとして、事業区域内すべての農地に15年以上の農地中間管理事業による利用権の設定をすることが必要となります。このため既に平成29年1月1日から令和8年12月31日までの10年の契約を結んでいる農地については、設定期間を15年以上にする手続きが必要となります。

資料34ページ、35ページの「おおい町名田庄地区農用地利用集積計画の撤回・再契約・新規契約の事務フロー図」と国からの通知をご覧ください。まず34ページですが、具体的には、平成29年9月25日の改正土地改良法施行以前に契約されたものと以後に契約されたもので、契約期間の延長方法が異なります。改正土地改良法施行後に契約されたものについては契約者ごとに合意解約を行いますが、35ページの黄色で着色したものについては土地改良法が改正される前のものであることから国からの通知に基づいて、撤回案件として総会の議決後、新たに設定期間が15年以上の契約が必要であることから議案として上程しているものであります。

議案第8号及び第9号については、38ページ以降の一覧のとおりです。今回の利用権設定の始期は全て令和5年3月31日となっており、令和15年3月31日までの10年間の新規設定が5件、令和25年3月31日までの20年間の新規設定が11件、再設定が321件でございます。再設定は、議案第7号で撤回した農地です。また、担い手は「配分先」欄に記載のとおりです。

早川委員 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

國久委員 はい、議長。
 こちらも20日に渡邊委員と現地を確認いたしました。
 いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であることを確認いたしました。

早川委員 ご報告ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

早川委員 ご意見、ご質問がないようですので、議案第7号、議案第8号及び議案第9号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

早川委員 賛成全員でございますので、日程5 議案第7号 農用地集積計画の撤回について及び 日程6 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、町へ同意することとし、日程7 議案第9号 農地中間管理機構の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画については、特段の意見なしと町へ回答することといたします。

審議が終了しましたので、松尾会長と松尾光繁委員の入室をお願いします。それでは、議長職を松尾会長と交替いたします。

(松尾会長、松尾光繁委員入室)

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了し、令和5年第2回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。